

2023年8月

お客様各位

三木証券株式会社

## 『適格請求書等保存方式』(インボイス制度)開始のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から消費税の仕入税額控除制度において「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)が開始されます。

これに伴い、当社は課税事業者であるお客様(法人投資家、個人事業主)からの求めに応じて、「適格請求書」(インボイス)を交付・保存する義務が課せられることとなります。

当社では、お客様からのお申し出に応じて「適格請求書」を交付いたしますので、必要となるお客様はお取引店までお申し出ください。

なお、当社は適格請求書発行事業者の登録が完了しておりますので、登録番号につきましても併せてお知らせいたします。

**適格請求書発行事業者登録番号: T6010001058023**

※上記の登録番号は、国税庁ホームページの[「適格請求書発行事業者公表サイト」](#)にて、ご確認いただけます。

※適格請求書保存方式(インボイス制度)に係る制度概要については、国税庁ホームページの[「特集 インボイス制度」](#)にて、ご確認いただけます。

※当社の発行するインボイスが仕入税額控除に使用できるかは、お客様の事業や消費税額の計算方式等によりますので、税理士等にお問い合わせください。

※その他、本件に関してご不明な点、ご質問等がございましたら、お取引店またはお客さま問合せ番号(03-3278-1605)までご連絡願います。

敬具